

保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査について

1. 調査趣旨

- 保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
- 本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
- 併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

2. 調査項目 ※調査時点は、令和4年度（令和4年4月1日～12月31日の開所日）

(1) 自治体等調査（国立大学法人／都道府県／市町村）

- 個別事案（件数や把握の経緯、対応状況等） ※詳細別紙
- 自治体等における体制等
 - ①相談窓口の整備と周知、②事実認定等の手順の策定、③自治体内での情報共有、④市県間の連携体制、⑤事実確認後の対応
- 虐待等の不適切な保育の未然防止
 - ①ガイドライン等の策定・周知、②啓発や研修等の実施、③通報等が行いやすい環境整備、④保育者支援の観点からの園へのサポート

(2) 園調査

- 個別事案（件数や対応状況等） ※詳細別紙
- 園の体制等
 - ・自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
 - ・手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
 - ・虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート

3. スケジュール

- ・令和4年12月27日 調査開始
- ・令和5年2月3日 回答締め切り

- 自治体等に対しては、以下の事項を調査。
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数（令和2年度の調査研究事業と同様）、把握の経緯、対応状況等
 - イ アの内数として、「虐待」と確認した事案の件数（①身体的、②性的、③ネグレクト、④心理的別）、把握の経緯、対応状況等
- 園に対しては、以下の事項を調査。
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数
 - イ 当該事案を把握した後の園としての対応（園内での再発防止策の検討や自治体へ相談等を行った件数）

（※1）手引きで示す「不適切な保育」の行為類型

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり

（※2）「虐待」の行為類型

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）
（虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第三十三条の十 （略）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ※身体的虐待
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ※性的虐待
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ※ネグレクト
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ※心理的虐待